

作成日 2024 年 10 月 8 日
(最終更新日 2026 年 6 月 8 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2026-1-271

課題名 : 小児の尿ナトリウム比を用いた将来の生活習慣病発症に関する関連要因研究

1. 研究の対象

2013 年から東北メディカル・メガバンク機構 (ToMMo) 3 世代コホートに参加している小児対象者の方

2. 研究期間

2025 年 1 月 (倫理委員会承認後) ~2028 年 3 月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2025 年 1 月 10 日

提供開始予定日 : 該当なし

4. 研究目的

本研究の目的は、宮城県内の学童期の小児の尿ナトリウム比の年齢ごとの値の範囲を明らかにし、体格、血圧、食事、運動、既往歴などとの関連を解析し、将来の生活習慣病発症リスク予測スコアを算出することです。この調査結果をもとに、尿ナトリウム計を利用して情報を「見える化」し、学童期健診時の尿ナトリウム比測定と栄養指導、小児科外来診療での利用、小児科医や栄養士による学校現場での適切な食育指導などによって将来の生活習慣病を予防することを目指します。

5. 研究方法

2013 年から 2017 年にかけて宮城県で出生した新生児 23,143 人と同胞 9,459 人を ToMMo の三世代コホート調査に参加登録し、それぞれ 5 歳、10 歳、16 歳の時点で健康調査として発育、発達、採血、採尿などが継続して進行中です。終了した年齢の調査では尿ナトリウム比が既に測定され、データが使用可能な状況となっているため、年齢と尿ナトリウム比の値の正常範囲分布を解析します。体格、血圧、食事、運動、既往歴等から、将来の生活習慣病発症リスク予測スコアを算出します。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

コホート調査の中で採取された、尿検査、血液検査データ、質問票データを利用します。

7. 外部への試料・情報の提供

該当なし.

8. 研究組織

本学単独研究

9. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、運営費交付金を使用します。本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。また、試料・情報が当該研究に用いられることについて対象者の方もしくは対象者の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも対象者の方に不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1

東北大学大学院医学系研究科・発達環境医学分野

022-717-8950

担当者 佐藤智恵子

研究責任者：

東北大学大学院医学系研究科・発達環境医学分野・教授 大田千晴

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ① 研究対象者等又は第三者の生命，身体，財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合